

原規規発第 22060110 号
令和 4 年 6 月 1 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所
1号機、2号機、3号機、4号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 モニタリングポスト取替工事における低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】
事業者がモニタリングポスト（以下「MP」という。）測定値のトレンドを1号機中央制御室監視盤にて確認していたところ、MP1～6の低レンジ測定値が降雨の影響により上昇していたにもかかわらず、同じ挙動を示すはずのMP7, 8, 9の低レンジ測定値が低い値のままで推移していたことを確認した。事業者が原因を調査した結果、MP7, 8, 9については直近に低レンジの検出器及び測定器の取替工事を実施しており、この際にテレメータ観測局装置へのパルス送信周波数が変更されたため測定値の数え落としが発生したものと確認した。

【追加検査】

- 令和2年度に発覚したIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和3年4月に原子炉等規制法に基づく是正措置等の命令を发出するとともに、追加検査を開始した。
- フェーズⅠとして、東京電力からの改善措置報告書提出前に両事案に係る事実関係の詳細な調査等を行った。
- フェーズⅡとして、令和3年9月に東京電力から同報告書の提出を受け、令和3年10月に検査計画を決定し、改善措置活動の運用状況等の確認を行った。
- 令和4年4月にこれまでの追加検査の状況について中間とりまとめの報告をした。なお、今後の追加検査の進め方として東京電力に対応を求める事項とそれに対する評価の視点を了承し、これを踏まえ令和4年度も追加検査を継続する。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

- (3) その他事項
なし

2. 総合的な評定

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。

このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所5号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所5号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 モニタリングポスト取替工事における低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備（緑、S L I V（通知なし））【第4四半期】

事業者がモニタリングポスト（以下「MP」という。）測定値のトレンドを1号機中央制御室監視盤にて確認していたところ、MP1～6の低レンジ測定値が降雨の影響により上昇していたにもかかわらず、同じ挙動を示すはずのMP7, 8, 9の低レンジ測定値が低い値のままで推移していたことを確認した。事業者が原因を調査した結果、MP7, 8, 9については直近に低レンジの検出器及び測定器の取替工事を実施しており、この際にテレメータ観測局装置へのパルス送信周波数が変更されたため測定値の数え落としが発生したものと確認した。

○柏崎刈羽原子力発電所5号機 非常用ガス処理系が動作可能であることの確認不備（緑、S L I V（通知なし））【第4四半期】

事業者が中央制御室の操作器によって非常用ガス処理設備（A）入口隔離弁を開操作したところ、開動作しないことが確認された。事業者による調査の結果、入口隔離弁（A）操作回路の継電器が動作不良であることが判明した。

当該継電器の動作試験が平成24年4月に行われた後、令和4年2月まで行われていなかったことから、その期間に実施した使用済燃料に係る作業の際に、2系統ある非常用ガス処理設備の1系統（A系統）が自動起動しない可能性があった。

【追加検査】

○令和2年度に発覚したIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和3年4月に原子炉等規制法に基づく是正措置等の命令を発出するとともに、追加検査を開始した。

○フェーズIとして、東京電力からの改善措置報告書提出前に両事案に係る事実関

係の詳細な調査等を行った。

○フェーズⅡとして、令和3年9月に東京電力から同報告書の提出を受け、令和3年10月に検査計画を決定し、改善措置活動の運用状況等の確認を行った。

○令和4年4月にこれまでの追加検査の状況について中間とりまとめの報告をした。なお、今後の追加検査の進め方として東京電力に対応を求める事項とそれに対する評価の視点を了承し、これを踏まえ令和4年度も追加検査を継続する。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評定

令和3年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S LⅣ」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。

このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 6号機 不適切な未然防止処置による中央制御室換気空調系外気取入れダンパ（A）の弁体の誤った組込み（緑、S L IV（通知なし））

【第3四半期】

6号機において、中央制御室外気取入れダンパ（A）の弁体が誤った角度で組み込まれていたため、全開操作したところ、中間開度で動作停止した。この誤った角度での弁体の組込みは、過去に運転経験情報として入力されていたにもかかわらず、適切に反映されていなかった。

○柏崎刈羽原子力発電所 モニタリングポスト取替工事における低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

事業者がモニタリングポスト（以下「MP」という。）測定値のトレンドを1号機中央制御室監視盤にて確認していたところ、MP 1～6の低レンジ測定値が降雨の影響により上昇していたにもかかわらず、同じ挙動を示すはずのMP 7, 8, 9の低レンジ測定値が低い値のままで推移していたことを確認した。事業者が原因を調査した結果、MP 7, 8, 9については直近に低レンジの検出器及び測定器の取替工事を実施しており、この際にテレメータ観測局装置へのパルス送信周波数が変更されたため測定値の数え落としが発生したものと確認した。

【追加検査】

○令和2年度に発覚した ID カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和3年4月に原子炉等規制法に基づく是正措置等の命令を发出するとともに、追加検査を開始した。

○フェーズ I として、東京電力からの改善措置報告書提出前に両事案に係る事実関係の詳細な調査等を行った。

- フェーズⅡとして、令和3年9月に東京電力から同報告書の提出を受け、令和3年10月に検査計画を決定し、改善措置活動の運用状況等の確認を行った。
- 令和4年4月にこれまでの追加検査の状況について中間とりまとめの報告をした。なお、今後の追加検査の進め方として東京電力に対応を求める事項とそれに対する評価の視点を了承し、これを踏まえ令和4年度も追加検査を継続する。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

- 柏崎刈羽原子力発電所6号機 非常用ディーゼル発電機（A）24時間連続運転時の機関軸受（発電機側）軸封部からの油飛散及び復旧後の試運転時における白煙発生による停止

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「SLIV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。

このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所7号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所7号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所7号機 蓄電池室（区分Ⅳ）内における火災感知器の不適切な箇所への設置（緑、S LⅣ（通知なし））【第3四半期】

定期事業者検査中の柏崎刈羽原子力発電所7号機において、蓄電池室（区分Ⅳ）内の天井に据え付けられている火災感知器4台（熱感知器及び煙感知器各2台）のうち、煙感知器1台が換気口の空気吹き出し口から水平距離で1.5m以上離隔されていないことを検査官が確認した。その後、事業者が火災感知器の総点検を実施した結果、移設が必要な火災感知器が多数確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 モニタリングポスト取替工事における低レンジ測定値のデータ伝送に係る設計管理の不備（緑、S LⅣ（通知なし））【第4四半期】

事業者がモニタリングポスト（以下「MP」という。）測定値のトレンドを1号機中央制御室監視盤にて確認していたところ、MP1～6の低レンジ測定値が降雨の影響により上昇していたにもかかわらず、同じ挙動を示すはずのMP7, 8, 9の低レンジ測定値が低い値のまま推移していたことを確認した。事業者が原因を調査した結果、MP7, 8, 9については直近に低レンジの検出器及び測定器の取替工事を実施しており、この際にテレメータ観測局装置へのパルス送信周波数が変更されたため測定値の数え落としが発生したものと確認した。

【追加検査】

○令和2年度に発覚したIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、令和3年4月に原子炉等規制法に基づく是正措置等の命令を发出するとともに、追加検査を開始した。

○フェーズⅠとして、東京電力からの改善措置報告書提出前に両事案に係る事実関係の詳細な調査等を行った。

- フェーズⅡとして、令和3年9月に東京電力から同報告書の提出を受け、令和3年10月に検査計画を決定し、改善措置活動の運用状況等の確認を行った。
- 令和4年4月にこれまでの追加検査の状況について中間とりまとめの報告をした。なお、今後の追加検査の進め方として東京電力に対応を求める事項とそれに対する評価の視点を了承し、これを踏まえ令和4年度も追加検査を継続する。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評定

令和3年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

同発電所は、令和2年度に第4区分となり、令和3年度においても追加検査が継続している。

このため令和3年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第4区分であることから、引き続き第4区分とし、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html